

4 アルバイトについて

アルバイトは原則として行わない。ただし、家庭の事情等によりどうしても必要な場合は、保護者を通じて担任に相談する。やむを得ないと判断する場合、保護者の承諾を得た上で、担任に申し出、学年会・生徒指導部で審議する。

5 交通安全について

交通規則を遵守し、交通安全に努める。通学に自転車を利用する生徒は、「6 自転車通学時の留意点」に従う。

在校中は自動車運転免許証（原付免許を含む）を取得しない。ただし、第3学年の進路決定者については、本校の定める条件を満たした者から、順次、自動車学校への入校を認める。ただし、免許証取得は、卒業式以降とする。

「四ない運動」（「バイクの免許を取らない」「バイクを買わない」「バイクに乗らない」「バイクに乗らない」「バイクに乗せてもらわない」）の励行に努める。

6 自転車通学時の留意点について

(1) 基準

- ア 車輪やハンドルは普通の大きさ、型のものとする。
- イ 自転車許可証を車体に貼る。
- ウ 両足スタンドのものが望ましい。

(2) 交通安全

- ア 以下の項目は道路交通法上の禁止事項であり、特に注意する。
 - (ア) 傘さし運転
 - (イ) 二人乗り
 - (ウ) 並列進行
 - (エ) イヤホーン等を装着しての運転
 - (オ) スマホ利用等のながら運転
 - (カ) 危険行為（一旦停止義務違反、速度超過等）
 - (キ) その他、上記項目以外の交通規則に反すること。

イ 以下の項目を遵守する。

- (ア) 早めの夕方点灯
- (イ) 指定通学路
- (ウ) (2)アを含む道路交通法

ウ 指定通学路

国道一号線の「瀬上」の交差点を横断せず、信号機のある「瀬上北」の交差点を利用する。また、「瀬上北」の交差点から本校までの間は、国道一号線の歩道を利用する。（豊橋北部中学校の南側の道路の通行を避ける。）

エ その他

- (ア) 定期的に自転車の安全点検を実施する。
- (イ) 自転車は、校内の自転車置き場の所定の位置に置く。
- (ウ) 公道以外の私有地（駐車場等）を通行しない。
- (エ) ヘルメット着用の努力義務への理解を深め、安心・安全な登下校に心掛ける。
- (オ) 自転車損害賠償保険に加入する。（条例による義務）
- (カ) 上記の項目の度重なる違反者については、一定期間の自転車通学禁止になることもある。